

給与所得者異動届出書の記入のしかた

氏名が結婚等で税額通知書と異なった場合に記入してください。

異動された納税者の氏名

特別徴収税額の通知書又は変更通知書に記載された特別徴収税額を記入してください。

1月1日現在の住所に変更がある場合は、新しい現住所を記入してください。

徴収していただいた月割額の合計額

一括徴収の対象となる給与又は退職手当等に係る税額の徴収予定日を記入してください。

給与または退職手当等のそれぞれから徴収された、一括徴収税額を記入してください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。

(あて先) 川口市長 令和 年 月 日提出		住所(居所)又は所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名 個人番号又は法人番号		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 ※市町村処理欄	
給与支払者 (特別徴収義務者) 受給者番号 フリガナ 氏名 (旧姓)		特別徴収税額(年税額) (ア) 徴収済額 (イ) 未徴収税額(ア)-(イ) 異動年月日		特別徴収義務者指定番号 ※市町村ごとに異なります	
生年月日 年 月 日 個人番号 1月1日現在の住所 現住所 (上記と異なる場合のみ)		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 氏名 電話 (内線)	
一括徴収の理由 1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出) 2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定 徴収予定月 日 徴収予定額 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)		異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 月分で納入 3. 普通徴収 (月 日納期分) 理由	
※給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		相続人の氏名等 氏名 続柄 住所 電話		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1(普B) 他の事業所で特別徴収(例：乙欄適用者) 2(普C) 給与が少なく税額が引けない(例：年間の給与支給額が100万円以下) 3(普D) 給与の支払が不定期(例：給与の支払が毎月でない) 4(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)	
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書 新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。) 新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名		課・係 氏名 電話 (内線)		新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 ※市記入欄 受給者番号 納納書 要 不要 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	

税額の通知書でお知らせしました、指定番号を必ず記入してください。

該当する徴収を○で囲んでください。

一括徴収税額を何月分で納入するかを記入してください。毎月の分と合算して納入していただいて結構です。

特別徴収することができなくなった事由を○で囲んでください。9. その他の事由の場合は理由を必ず選択して下さい。

特別徴収税額から徴収済額を差し引いた残額を記入してください。

新しい勤務先で徴収する月割額と開始月を記入してください。

<異動届出書等のダウンロードについて>
 異動届出書等は川口市ホームページよりダウンロードできます。
 様式は変更となる場合がありますので、その都度ダウンロードしてください。
 (「川口市 特別徴収 ダウンロード」で検索してください。)